

令和 6 年度

越前市財政健全化
判断比率等審査意見書

越前市監査委員

越 監 第 1 7 2 号
令和7年8月21日

越前市長 山 田 賢 一 様

越前市監査委員 田 中 英 夫

同 田 中 希 世 子

同 吉 田 啓 三

令和6年度越前市財政健全化判断比率及び資金不足比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和6年度越前市財政健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおりその意見を提出します。

目 次

第1 審査の対象	1
第2 審査の期間	1
第3 審査の方法	1
第4 審査の結果	1
1 審査意見	2
2 財政健全化判断比率等の分析	2
(1) 財政健全化判断比率	3
ア 実質赤字比率について	3
イ 連結実質赤字比率について	3
ウ 実質公債費比率について	4
エ 将来負担比率について	5
(2) 資金不足比率	6
(3) 参考資料	8

注 記

- 1 文中の金額は原則として万円単位で表示し、単位未満は四捨五入した。また、表中の金額は原則として千円単位で表示し、単位未満の端数処理については、「健全化判断比率等調書」に準じた。従って、表の差額又は合計額と内訳とが一致しない場合がある。
- 2 各表中の比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで表示する。
- 3 「△」は、負数を表し、増減を示す場合は、減を表す。
- 4 「－」は、該当数値のないもの・該当なしのものである。

第1 審査の対象

対象会計は、一般会計及び公営事業会計6会計、あわせて7会計である。本年度決算に基づく、財政健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した。

なお、財政健全化判断比率及び資金不足比率の対象会計は、下表のとおりである。

財政健全化判断比率等の対象会計										
一 般 会 計			実質赤字比率							
公 営 事 業 会 計	普通会計以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計		連結実質赤字比率		実質公債費比率		将来負担比率		資金不足比率
		介護保険特別会計								
		後期高齢者医療特別会計								
	公営企業会計 地方公営企業法を適用する事業	水道事業会計								
		工業用水道事業会計								
		下水道事業会計								
一 部 事 務 組 合										
第三セクター等										

第2 審査の期間

令和7年7月29日から令和7年8月15日まで

第3 審査の方法

市長から提出された財政健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び各公営企業会計の資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係法令の規定に沿って適正に作成されているかに主眼を置き、決算諸表及び証拠書類との照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取する等の方法により審査を実施した。

第4 審査の結果

審査に付された本年度決算に基づく財政健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び各公営企業会計の資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係諸帳簿と符合しているものと認められた。

なお、審査意見及び財政健全化判断比率等の分析は、次のとおりである。

1 審査意見

本年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率は、健全化計画等の策定が義務づけられる早期健全化基準等を下回っていた。

まず、「実質公債費比率」は、前年度比0.2ポイント改善し、10.0%となった。

次に、「将来負担比率」については、将来負担額の減による分子の減と、標準財政規模の増による分母の増により18.3ポイント改善し、109.9%となった。令和5年度の県内9市比較では、最も高くなっている。

今回求められた比率が国の早期健全化基準以下であると楽観視せず、今後とも中長期的視点に立った財政運営に努められたい。

2 財政健全化判断比率等の分析

財政健全化判断比率等の推移

(単位：％)

健全化判断比率	令和4年度	令和5年度	令和6年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	12.35	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	17.35	30.00
実質公債費比率	10.1	10.2	10.0	25.0	35.0
将来負担比率	120.6	128.2	109.9	350.0	—
資金不足比率	令和4年度	令和5年度	令和6年度	経営健全化基準	
水道事業会計	—	—	—	20.0	
工業用水道事業会計	—	—	—		
下水道事業会計	—	—	—		

※ 早期健全化基準及び経営健全化基準以上となった場合は、財政（経営）健全化計画の策定と外部監査の要求が義務付けられる。また、財政再生基準以上となった場合は、財政再生計画の策定と外部監査の要求の義務付けのほかに起債が許可制となる。

(1) 財政健全化判断比率

ア 実質赤字比率について

実質赤字比率は、普通会計の赤字の程度を表す指標で、普通会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

審査にあたっては、実質収支額が正確に計上されているか、また、翌年度に繰り越すべき財源が正確に計上されているかを主眼として実施した。

この比率が対象となる会計は、一般会計である。

本年度一般会計実質収支額の算出は、歳入総額 405 億 7,281 万円から歳出総額 398 億 7,230 万円差し引いた歳入歳出差引額 7 億 51 万円に対して、翌年度に繰り越すべき財源 6,050 万円をさらに差し引いたもので、6 億 4,001 万円の黒字となり、実質赤字額は発生していない。そのため、実質赤字比率は「該当なし」となった。

なお、普通会計の実質収支額の状況は、第 1 表のとおりである。また、標準財政規模の算出内訳は、第 2 表のとおりである。

第 1 表 普通会計における実質収支額 (単位：千円)

区分 \ 年度	令和 6 年度	令和 5 年度	増減額
一 般 会 計	640,011	933,311	△ 293,300

第 2 表 標準財政規模の算出内訳 (単位：千円)

区分 \ 年度	令和 6 年度	令和 5 年度	増減額
標 準 税 収 入 額 等	15,812,706	15,939,306	△ 126,600
普 通 交 付 税 額	5,613,362	4,906,367	706,995
臨時財政対策債発行可能額	109,511	204,828	△ 95,317
合計（標準財政規模の額）	21,535,579	21,050,501	485,078

イ 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率は、地方公共団体全体としての赤字の程度を表す指標で、普通会計、特別会計及び公営企業会計の全会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

審査にあたっては、普通会計等の実質収支額及び公営事業会計の資金不足・剰余額が正確に計上されているかを主眼として実施した。

本年度の連結実質収支額は、40億1,237万円の黒字となっており、連結実質赤字額は発生し

ていない。そのため、連結実質赤字比率は、「該当なし」となった。

なお、全会計の連結実質収支額及び資金不足・剰余額は、第3表のとおりである。

第3表 全会計における連結実質収支額及び資金不足・剰余額 (単位：千円)

区分		年	令和 6 年度	令和 5 年度	増減額
一 般 会 計 (A)			640,011	933,311	△ 293,300
公 営 事 業 会 計		国民健康保険特別会計	95,673	94,813	861
		介護保険特別会計	86,018	138,083	△ 52,064
		後期高齢者医療特別会計	1,698	2,038	△ 340
		小 計 (B)	183,389	234,934	△ 51,543
	公 営 企 業 会 計	水 道 事 業 会 計	2,329,425	2,145,472	183,953
		工業用水道事業会計	135,061	137,467	△ 2,406
		下 水 道 事 業 会 計	724,487	695,877	28,610
		小 計 (法 適 用) (C)	3,188,973	2,978,816	210,157
合 計 (A + B + C)			4,012,373	4,147,061	△ 134,686

ウ 実質公債費比率について

実質公債費比率は、実質的な公債費が財政に及ぼす負担を表す指標で、3か年の平均値で示される。この指標が高くなるほど公債費のウエイトが大きくなり、財政の弾力性が低下することになる。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

審査にあたっては、準元利償還金及び地方債償還額に充当した都市計画税充当可能額等の特定財源、基準財政需要額に算入された公債費等が正確に計上されているかを主眼として実施した。

本年度の実質公債費比率(3か年平均)は10.0%で、前年度比0.2ポイント減となった。これは、標準財政規模の増等により単年度実質公債費比率が改善したもので、本指標の早期健全化基準25.0%を下回っている。

実質公債費比率の算出内訳は、第4表のとおりである。

第4表 実質公債費比率の算出内訳

(単位：千円)

区分	年度	令和6年度	令和5年度	増減額
地方債の 元利償還金	公 債 費 (A)	4,185,898	4,453,627	△ 267,729
準 元 利 償 還 金	① 公 営 企 業 繰 入 金	834,475	878,826	△ 44,351
	② 一 部 事 務 組 合 負 担 金	690,500	409,339	281,161
	③ 公債費に準ずる債務負担行為額	869	2,881	△ 2,012
	小 計 (B)	1,525,844	1,291,046	234,798
特定財源	① 市 営 住 宅 使 用 料	0	30,920	△ 30,920
	② 都市計画税充当可能額	583,528	443,592	139,936
	③ 地域総合整備資金貸付金元金収入等	121,498	69,998	51,500
	小 計 (C)	705,026	544,510	160,516
元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額 (D)		3,401,919	3,447,729	△ 45,810
標 準 財 政 規 模 (E)		21,535,579	21,050,501	485,078
実 質 公 債 費 比 率 (単 年 度) 〔{(A+B)-(C+D)} / (E-D)〕×100 (%)		8.8	10.0	△ 1.2
実 質 公 債 費 比 率 (3 か 年 平 均) (%)		10.0	10.2	△ 0.2

エ 将来負担比率について

将来負担比率は、将来負担する可能性のある負債などの残高の程度を表す指標である。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源等}}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

審査にあたっては、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債等に対する繰入見込額、退職手当負担見込額、都市計画税等充当可能特定財源、基準財政需要額算入見込額が、それぞれ関係資料に基づき正確に算定及び計上されているかを主眼として実施した。

本年度の将来負担比率は、前年度比 18.3 ポイント改善し 109.9%となった。これは主に、分母の標準財政規模の増や、分子の地方債残高の減に伴う将来負担額の減等によるものである。

なお、本指標の早期健全化基準 350.0%を下回っており、本市の行財政システム改革プランの目標値では 150.0%以内を維持となっている。

将来負担比率の算出内訳は、第5表のとおりである。

第5表 将来負担比率の算出内訳 (単位：千円)

区分	年	令和6年度	令和5年度	増減額
将来負担額	① 一般会計等地方債現在高	40,947,948	43,288,301	△ 2,340,353
	② 債務負担行為に基づく支出予定額	2,476,095	3,161,835	△ 685,740
	③ 公営企業債等繰入見込額	15,971,258	17,159,109	△ 1,187,851
	④ 一部事務組合等負担見込額	5,897,248	6,429,181	△ 531,933
	⑤ 退職手当負担見込額	3,953,548	3,930,344	23,204
	計 (A)	69,246,097	73,968,770	△ 4,722,673
充当可能財源等	① 充当可能基金（財政調整基金等）	4,168,103	3,895,248	272,855
	② 充当可能特定収入額（都市計画税等）	7,301,749	7,207,412	94,337
	③ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	37,832,917	40,284,451	△ 2,451,534
	計 (B)	49,302,769	51,387,111	△ 2,084,342
標準財政規模 (C)		21,535,579	21,050,501	485,078
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (D)		3,401,919	3,447,729	△ 45,810
将来負担比率 (%) $\{(A - B) / (C - D)\} \times 100$		109.9	128.2	△ 18.3

※ 将来負担額の③公営企業債等繰入見込額の内訳は、水道事業 14 億 3,789 万円、工業用水道事業 10 億 4,562 万円、下水道事業 134 億 8,774 万円

※ 将来負担額の④一部事務組合等負担見込額の内訳は、南越消防組合 7 億 4,579 万円、南越清掃組合 51 億 5,146 万円

(2) 資金不足比率

資金不足比率とは、公営企業会計ごとに算定した資金の不足額を、料金収入等の規模で示される事業規模と比較して指標化したもので、それぞれの企業会計における経営状況の悪化の程度を示すものである。この比率が高くなるほど、料金収入で資金不足を解消するのが困難になり、公営企業として経営に課題があることになる。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

※ 資金の不足額は、公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、流動負債の額から流動資産の額を控除した額

※ 事業の規模は、「営業収益の額－受託工事収益の額」により算出

審査にあたっては、資金不足・剰余額及び事業の規模の額が正確に計上されているかを主眼として実施した。

本年度の公営企業会計に係る資金不足比率については、法適用企業に係る水道事業、工業用水道事業、下水道事業の3会計とも資金剰余の状態で、資金不足額は生じていないことから「該当なし」となった。

なお、経営健全化計画を作成しなければならないとする資金不足比率の経営健全化基準は、20.0%である。

各公営企業会計の資金剰余の内訳は、水道事業が23億2,943万円、工業用水道事業が1億3,506万円、下水道事業が7億2,449万円である。

資金不足比率の算出内訳は、第6表のとおりである。

第6表 資金不足比率の算出内訳 (単位：千円・%)

区分		会計	水道事業会計	工業用水道事業会計	下水道事業会計
流動負債の額	流動負債の額 (A)		448,885	115,014	2,359,500
	控除企業債等の額 (B)		143,546	30,726	1,604,362
	計 (C) = (A - B)		305,339	84,288	755,138
流動資産の額 (D)			2,634,764	219,349	1,479,625
資金の不足額 (E) = (C - D)			△ 2,329,425	△ 135,061	△ 724,487
事業規模	営業収益の額 (F)		1,697,591	77,896	1,017,995
	受託工事収益の額 (G)		3,339	0	0
	計 (H) = (F - G)		1,694,252	77,896	1,017,995
資金不足比率 (E) / (H)			—	—	—

(3) 参考資料

令和5年度決算県内自治体の健全化判断比率・資金不足比率の状況

(単位：％)

区 分		実質赤字 比 率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比 率	将来負担 比 率	公 営 企 業 資金不足比率
福 井 市		—	—	10.4	47.2	—
敦 賀 市		—	—	3.9	—	—
小 浜 市		—	—	11.3	94.0	—
大 野 市		—	—	5.7	17.0	—
勝 山 市		—	—	8.9	32.9	—
鯖 江 市		—	—	5.1	—	—
あ わ ら 市		—	—	7.3	23.6	—
越 前 市		—	—	10.2	128.2	—
坂 井 市		—	—	8.1	8.4	—
9 市 平 均		—	—	7.9	39.0	—
全国市町村平均		—	—	5.6	6.3	—
福 井 県		—	—	11.7	153.8	—
基準値	① 財政再生基準	20%以上	30%以上	35%以上	—	20%以上： 経営健全化 団体
	② 早期健全化基準	11.25～ 15.00%以上	16.25～ 20.00%以上	25%以上	350%以上	
	③ 起債許可基準	2.50～ 10.00%以上	—	18%以上	—	10%以上： 起債許可事業

※ 実質赤字額や連結実質赤字額がない場合は、「—」で表記